

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年3月17日

【会社名】 株式会社ゆうちょ銀行

【英訳名】 JAPAN POST BANK Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役兼代表執行役社長 笠間 貴之

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号  
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記の場所で行っております。)

【電話番号】 03-3477-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 広報部長 小嶋 義照

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目3番1号

【電話番号】 03-3477-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 広報部長 小嶋 義照

【縦覧に供する場所】 株式会社ゆうちょ銀行札幌支店  
(北海道札幌市中央区北二条西四丁目3番地)  
株式会社ゆうちょ銀行仙台支店  
(宮城県仙台市青葉区一番町一丁目3番3号)  
株式会社ゆうちょ銀行さいたま支店  
(埼玉県さいたま市南区別所七丁目1番12号)  
株式会社ゆうちょ銀行長野支店  
(長野県長野市南県町1085番地4)  
株式会社ゆうちょ銀行金沢支店  
(石川県金沢市三社町1番1号)  
株式会社ゆうちょ銀行名古屋支店  
(愛知県名古屋市中区大須三丁目1番10号)  
株式会社ゆうちょ銀行大阪支店  
(大阪府大阪市北区梅田三丁目2番2号)  
株式会社ゆうちょ銀行広島支店  
(広島県広島市中区基町6番36号)  
株式会社ゆうちょ銀行松山支店  
(愛媛県松山市三番町三丁目5番地2)  
株式会社ゆうちょ銀行熊本支店  
(熊本県熊本市中央区城東町1番1号)  
株式会社ゆうちょ銀行那覇支店  
(沖縄県那覇市久茂地一丁目1番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 印の支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2025年2月27日(木)開催の当行取締役会において、海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。)における当行普通株式の売出し(以下「海外売出し」といいます。)について決議され、これに従ってかかる海外売出しが開始されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、臨時報告書を提出し、2025年3月3日(月)に海外売出しの売出数等が変更されましたので、これらに関する事項を訂正し、また、海外売出しに係る英文仮目論見書補遺及びその抄訳を添付するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出し、また、2025年3月10日(月)に海外売出しの売出数及び売出条件、その他海外売出しに関し必要な事項が決定されましたので、これらに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出しておりますが、海外売出しに係る英文本目論見書及びその抄訳を添付するため、金融商品取引法第24条の5第5項及び同項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正内容】

別添のとおり、海外売出しに係る2025年3月10日付の英文本目論見書及びその抄訳を添付書類として提出いたします。